



資料 3

第3回 再生可能エネルギー主力電源化小委員会

地域共生が図られた形で導入される 太陽光発電への支援について

2026年7月28日

一般社団法人 再生可能エネルギー長期安定電源推進協会（REASP）



目次

1. 再エネ大量導入・主力電源化に向けた3つのアプローチ
2. 2030年、2040年に向けた太陽光発電の導入について
3. 「地域共生が図られた形で導入」の定義と要件について
4. FIT/FIP制度において支援をお願いしたい事業類型
 - ① 国・地方自治体の関与
 - ② 農業を支える
 - ③ その他

1. 再エネ大量導入・主力電源化に向けた3つのアプローチ

2024/8/30 第61回基本政策分科会

REASP資料（資料7）



●REASPは第7次エネルギー基本計画策定の際、**再エネ大量導入・主力電源化に向けた3つのアプローチ**を提言

1

再エネを増やす

- 従来の開発手法やコスト感では再エネ適地が減少する中、新たな取組も含めて**再エネ導入拡大に向けた工夫・支援が必要**
- 再エネに対して**ネガティブなイメージを払拭**し、これまで以上に**地域と共生・共存する再エネ事業を形成**する必要がある
- 特に**洋上風力のポテンシャルを最大限活用**できるよう、適切な制度設計を進める必要がある

2

再エネを減らさない

- 出力制御を可能な限り低減させ、**再エネの供給量をkWhベースで増加させるための取組が必要**
- FIT/FIP期間の終了を以て事業退出してしまう事業者が増えることが懸念される中（2032年問題）、**事業継続に向けた適切な対策**を取る必要がある

3

再エネの市場統合と高付加価値化

- 今後の再エネ主力電源に向けて、再エネも市場統合され、再エネ事業者も**電力システムに対し責任ある事業者として運営**していく必要がある
- 蓄電池活用も含め、**再エネ事業者自らが行動変容**を起こし、**再エネの安定供給や、需要家のニーズに応じた適時適切な供給**を追求する必要がある
- **再エネの価値が適切に評価され、取引・活用される市場を形成**する必要がある

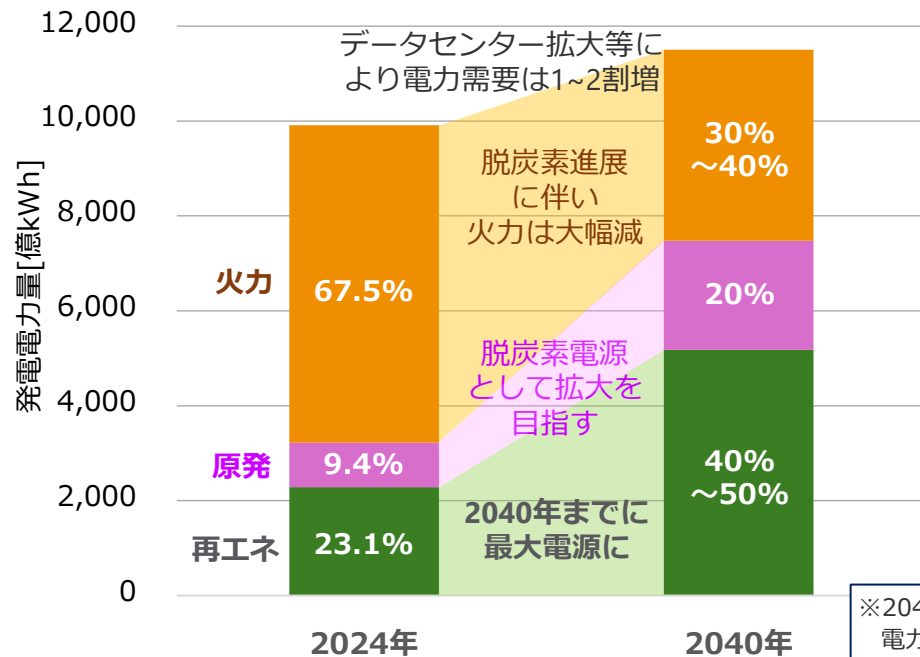
**再エネの大量導入・主力電源化と安定供給の実現
より地域に根付いた、長期に渡り信頼される再エネ事業の推進**

2. 2030年、2040年に向けた太陽光発電の導入について



- 第6次および第7次エネルギー基本計画では、2030年、2040年のエネルギーMixが示されており、第7次エネルギー基本計画の中で示された**2040年は再エネを最大電源とする電源構成**となる方向
- 一方、**太陽光発電については適地減少や地元反対運動も発生、足元の年間導入ペースはFIT制度導入当初に比べ鈍化**
- そのため、2030年、2040年のエネルギーMix達成のためには**導入ペースをアップしていく必要あり**
- 現在は「大規模太陽光発電事業（メガソーラー）に関する対策パッケージ」を策定するなど規律の整備を進めているが、並行して官民が連携して**太陽光発電の導入が加速**するよう取り組む必要があると考える

2040年の電源構成と実現に向けた課題（第7次エネ基）

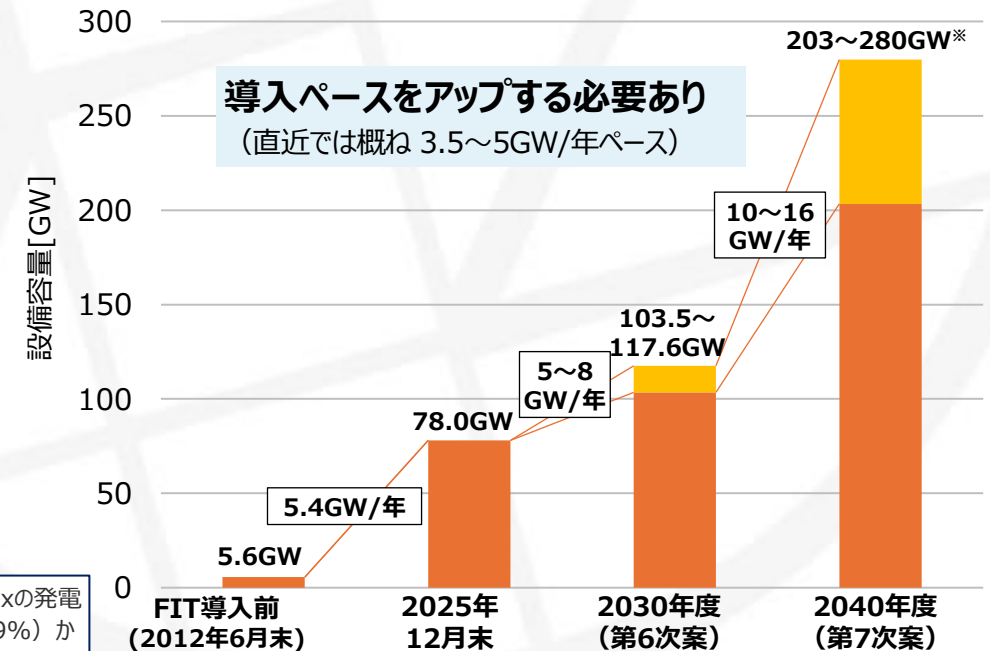


太陽光発電量割合

- ・ 2024年度末：9.9%
- ・ 2030年：14~16%
- ・ 2040年：23~29%

※2040年度見通しの設備容量は、第7次エネ基のエネMixの発電電力量（1.1~1.2兆kWh）、太陽光割合（23~29%）から、第6次エネ基での設備利用率（14.2%）とした場合

太陽光発電の設備容量見通し





3. 地域共生が図られた形で導入される太陽光発電とその要件について

●地域共生が図られた形で導入される太陽光発電について

- 地域共生とは「**地域に受け入れられ、地域のプラスになり、地域社会が持続的に成り立つ関係をつくること**」、具体的には、**地域や地域住民へ裨益する事業、地域主導で実施される事業**、さらには、**地域課題の解決**（農地の荒廃、農林水産業の衰退、エネルギーの富の流出、地元企業の産業競争力強化、防災対策等）**にも繋がる事業**と考える
- 事業用太陽光発電（地上設置）の中で、以下のような要件を満たす案件は、**地域と共生が図られた形での導入が実現**しており、**支援対象として有効**ではないか

① 国・地方自治体の関与

- **国有地・公有地の活用**
- **促進区域**は、**地域関係者と合意形成を図りながら設定される**ものである
- **自治体新電力への卸供給および基金の活用**は、**税収以外の収益が期待でき、行政サービスの維持等**に繋がる

② 農業を支える

- **営農型太陽光発電**は今後、地域で十分な協議がなされた後に**農山漁村再エネ法**に基づく**設備整備計画認定**がされる
- 営農型太陽光発電は営農者に**営農協力金**を還付することで**農業経営基盤**を支えることが出来る
- 設備、農作物等の**データ**を整備して行くことで**地域に適した農業**を支える営農型太陽光発電の普及拡大が可能

③ その他

- 災害時等で停電が発生した場合、**太陽光の発電電力が利活用**できれば、**地域のレジリエンス強化**に繋がる
- **ソーラーカーポート**は、既存の空間を活用するものであり、新たな土地造成や開発を伴わない

4. FIT/FIP制度において支援をお願いしたい事業類型 ① 国・地方自治体の関与



以下類型のいずれかに該当する場合にはFIT/FIP制度において支援をお願いしたい

(1) 国有地・公有地における再エネ開発

(類型) 国・地方自治体の所有する土地において再エネ開発を行う場合

(理由) 国有地・公有地の提供にあたっては、**議会の議決や公募・行政判断など公的なプロセスを経ている**

(2) 促進区域における再エネ開発

(類型) 条例もしくは地球温暖化対策推進法（温対法）において再エネ促進区域と設定されているエリアで開発を行う場合

(理由) 促進区域は、地方自治体が主体となって地域住民をはじめとする**地域関係者と合意形成**を図りながら設定するものである

(3) 自治体新電力への卸供給および基金の活用

(類型) 地方自治体が出資をしている小売電気事業者（自治体新電力）への卸供給を行う場合、または、地方自治体が認めた基金（新設含む）へ売電収益の一部を還元する場合

(理由) **地方自治体に税収以外の収益が入り、それが行政サービスの維持などに活用される**

4. FIT/FIP制度において支援をお願いしたい事業類型 ② 農業を支える



営農型太陽光発電については、以下の理由によりFIT/FIP制度において支援をお願いしたい

(類型) 営農型太陽光発電

(理由1) 農山漁村再エネ法に基づく設備整備計画認定

- 農山漁村再エネ法に基づく**設備整備計画認定**(一時転用許可を含む)を取得した案件は地域で**十分な協議**がなされたものであるため、地域での受け入れが期待できる
(農水省が取りまとめた**望ましい営農型**の方針案によれば、今後、**営農型太陽光発電**は**農山漁村再エネ法**の基本計画に位置づけられる必要がある)

(理由2) 農業経営基盤の維持

- 営農型太陽光発電は営農者に**営農協力金を還付**することにより、営農者の**経営基盤を支える**ことができる
(農業は**高齢化と後継者不足**により、今後、営農者の人数が**大幅に減少**する見込み)

(理由3) 支援案件によるデータ収集

- 支援を受ける案件において設備、農作物等の**データを取得、整備**して行くことで**地域に適した望ましい営農型太陽光発電の基盤整備**が期待できる
(農作物に関してのデータが不足していることが普及に向けた課題の一つである)

4. FIT/FIP制度において支援をお願いしたい事業類型 ③ その他



以下類型のいずれかに該当する場合にはFIT/FIP制度において支援をお願いしたい

(1) 災害時における地域への電力供給

- (類型) **災害その他の非常の場合**に、当該太陽光発電設備において発電された再生可能エネルギー電気を**一般の利用**に供することができる**構造**であること
- (理由) **災害時等に発電電力の利活用が可能であり地域のレジリエンス強化**につながる。給電用コンセントを有し、当該太陽光発電設備の設置場所あるいは自営線等を用いて地域へ電力供給を行うことが可能

(2) ソーラーカーポート

- (類型) **建築基準法上の建築物**であり、**工場、商業施設等の駐車場上部空間**に設置される一体型又は搭載型の太陽光発電設備
- (理由) 既存の駐車場空間を活用するものであり、新たな土地造成や開発を伴わない。地上設置型と比べて架台等の追加コストが必要となるため、FIT/FIP制度による支援が導入拡大に有効



REASP



1-12-9, shimbashi
minato-ku, TOKYO



info@reasp.or.jp



+81-3-4356-8008

一般社団法人 再生可能エネルギー長期安定電源推進協会